

議第171号

山形県国際交流センターの指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県国際交流センター
- 2 指定をしようとする団体 山形市城南町一丁目1番1号
公益財団法人山形県国際交流協会
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

山形県国際交流センターの指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第172号

山形県立点字図書館の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県立点字図書館
- 2 指定をしようとする団体 山形市大字大森385番地
社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

山形県立点字図書館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第173号

山形県身体障がい者保養所東紅苑の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県身体障がい者保養所東紅苑
- 2 指定をしようとする団体 山形市大字大森385番地
社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

山形県身体障がい者保養所東紅苑の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第174号

山形県立ふれあいの家の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県立ふれあいの家
- 2 指定をしようとする団体 山形市大字大森385番地
社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

山形県立ふれあいの家の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第175号

山形県国民宿舎竜山荘の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県国民宿舎竜山荘
- 2 指定をしようとする団体 山形市緑町三丁目18番12号
株式会社東北ホテルシステムズ
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

提案理由

山形県国民宿舎竜山荘の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第176号

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館
- 2 指定をしようとする団体 東置賜郡高島町大字高島436番地
高島町
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

提案理由

山形県立うきたむ風土記の丘考古資料館の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第177号

山形県遊学の森の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 山形県遊学の森
- 2 指定をしようとする団体 最上郡金山町大字有屋1400番地
株式会社グリーンバレー神室振興公社
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

山形県遊学の森の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第178号

最上川ふるさと総合公園の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 最上川ふるさと総合公園
- 2 指定をしようとする団体 寒河江市高田三丁目110番地の1
ふるさと公園管理運営企業体
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

最上川ふるさと総合公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第179号

庄内空港緩衝緑地の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 庄内空港緩衝緑地
- 2 指定をしようとする団体 酒田市大町2番7号
庄内園芸緑化株式会社
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

庄内空港緩衝緑地の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第180号

マリパーク鼠ヶ関の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 マリパーク鼠ヶ関
- 2 指定をしようとする団体 鶴岡市鼠ヶ関丙150番地
鼠ヶ関自治会
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

マリパーク鼠ヶ関の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。

議第181号

県民ゴルフ場の指定管理者の指定について

県は、次により指定管理者を指定することができる。

- 1 公の施設の名称 県民ゴルフ場
- 2 指定をしようとする団体 東村山郡山辺町大字大蕨3197番地の1
株式会社山形ゴルフ倶楽部
- 3 指定の期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

県民ゴルフ場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものである。